

※この法令は廃止されています。
平成十四年総務省令第五十七号

特定電気通信設備提供者の損害賠償責任の制限及び発言者情報の開示に関する法律第四条第一項の発言者情報を定める省令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて、総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

二 発信者その他侵害情報の送信は係る者の氏名又は名稱
発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所

三 発信者の電話番号

四
五 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
浸害情報に係るアイ・ペリ・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百六十四条第一項

組み合わされたポート番号（インターネットに接続された電気通信設備（同法第二条第一号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられたポート番号）

り当てる番号をいう。) 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)からのインターネット接続サービス利用者識別符号(携帯電話端末等からのインターネット接続サービス(利用

者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定する。この場合、(1)端末設備(電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。)又は自営電気通信設備(同法第七十条第三項に規定する自営電気通信設備をいう。)と接続される伝送路設備をいう。(2)のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへ接続を可能とする電気通信役務(同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)をいう。(以下同じ。)の利用者をインターネットにおいて識別するために当該サービスを提供する電気通信事業者(同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)により割り当たられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信(同法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)により送信されるものをいう。

八 第五号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、第六号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号(携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。)に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

附
目

附則（平成二三年九月一五日総務省令第一二八号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一月九日総務省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日総務省令第三〇号）抄

1 (施行期日)
この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附則（令和二年八月三一日總務省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。
附則
(令和四年五月一七日総務省令第三九号)

第一条 この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行の日から施行する。
第二条 特定電気通信役務提供者は、自らの責務に係る損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の規定を定める旨の命令（平成十四年総務省令第五十七号）は、廃止する。

牛乳を飲むと、行幸をお待ちの打合せの間で、うなづかず、幸の眼元に見下す。不満の顔つきで、